

商工会だより

第212号

令和8年4月1日
揖斐川町商工会
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

女性部本部

☆揖斐川町内の施設へタオル寄付

女性部では、地域貢献活動の一環としてタオルの寄付を行いました。会員の皆様から多くのタオルをご寄付いただき、心より御礼申し上げます。お寄せいただいた新品や使用済み（洗濯済）のタオルは約370枚にのぼり、段ボール4箱分を揖斐川町内の施設へお届けすることができました。

施設の方からは「大切に使用させていただきます」と温かいお言葉をいただき、私たちにとっても心温まるひとときとなりました。ご協力いただきました皆様に、改めて感謝申し上げます。

今後も女性部として、地域に寄り添った活動を大切に続けてまいります。



女性部揖斐川支部

☆3/16 長浜バス研修

女性部ではバス研修で、滋賀県長浜市を訪れました。参加者は29名、当日は天候にも恵まれ、体験・美味しさ・笑いあいの有意義な一日となりました。豊臣秀吉が城下町を築いた長浜の歴史に触れながら、まちの散策を楽しみました。ガラス体験ではものづくりの楽しさを実感し、昼食では近江牛を美味しくいただき、心もお腹も大満足。散策の時間には会話も弾み、会員同士の交流も一層深まりました。

また、散策で購入した品を景品として、何が当たるかは運次第のくじ引きをバスの車内で行いました。車内での実施ということもあり、落ち着いた雰囲気の中での楽しいひとときとなりました。学びと楽しさ、そして交流の輪が広がる、とても充実した一日となりました。



3月号で予告していましたが、**県版補助金**の、正式なご案内です！

令和8年度

県内の中小・小規模事業者の皆さまへ

「中小・小規模事業者パワーアップ 応援補助金」のご案内

～ 事業者の「稼ぐ力」の強化（パワーアップ）を応援します ～

補助対象者

新たに「中小企業者」を
補助対象に追加

県内に主たる事務所を有する**中小企業者**及び小規模事業者

補助対象事業

持続的な賃上げにもつなげる「稼ぐ力」の強化に向けた事業規模拡大や
業態転換などに意欲的に取り組む事業

（想定する事業の一例）

- ・新商品の開発や新事業の展開等により、売り上げ増加を図る事業
- ・原材料の生産を内製化し、外注費削減による利益増加を図る事業

補助率・補助上限額

R7より増額

事業者区分	申請区分	補助上限額	補助率
小規模事業者	一般枠	1,500千円	1/2以内
	働いてもらい方改革枠	3,000千円	2/3以内※
中小企業者	働いてもらい方改革枠	5,000千円	1/2以内

※小規模事業者の働いてもらい方改革枠のうち、新たな働く環境づくりに
要する経費については1,000千円を上限に補助率：10/10を適用

働いてもらい方改革枠の要件

- ・前提として、「稼ぐ力」の強化に取り組むものであること
- ・加えて、「新たな働く環境づくり」に取り組むこと
- ・岐阜県商工会連合会のホームページで成果を公表すること
→ 令和7年度採択者の取組事例をまとめたサイトをご参照ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/business/caceeffort/>

募集期間

令和8年4月7日（火）～5月15日（金）17時

※スケジュールには十分な余裕をもってご相談ください。

交付決定

令和8年6月下旬～7月上旬（予定）

※補助金の採否については審査の結果、不採択になる場合がありますので、ご承知おきください。

申込方法

支援担当者の伴走支援を受けて作成した補助金申請書に必要書類を添付し、お近くの商工会・商工会議所へ提出してください。

公募要領や各種様式等の詳細は、下記URLをご参照ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/gifu-jizokuka-r8/>

（令和8年4月7日（火）12時から公開予定）

申請の相談や、
書類の提出は、
商工会・商工会議所へ

お申込み・お問合せ先

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

電話番号等の詳細は、下記URLをご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/491927.pdf>

○『働いてもらい方改革』とは

岐阜県が推進する「人手不足対策」と「生産性向上」を同時に目指す取組です。概要などについては、下記URL（県未来創成課）をご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/437147.html>

※本紙に記載の内容には、公募開始時点で変更が生じる可能性があります。公募開始後の最新情報については、下記URLからご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/146196.html>

（令和8年4月7日（火）12時から公開予定）

（お問い合わせ先）

岐阜県商工労働部商工労働政策課 団体支援係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

☎058-272-1111（内線：3613）

～この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています～

ご相談窓口 揖斐川町商工会 TEL 0585-22-6185

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

● 制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

- ・ 月々の掛金は1,000円から
- ・ 契約者貸し付けの利用が可能
- ・ 共済金の受給権は差押禁止

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

● 中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由を選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

オンラインで
加入申込み
受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。

制度の詳細な内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。

Be a Great Small.
中小機構

小規模企業共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索



2024.9